

令和5年12月定例会

河合町議会会議録

令和5年12月5日 開会

河合町議会

令和5年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（12月5日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○欠席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○会議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○付議事件の一括提案理由の説明	7
○議案第42号から議案第54号の委員会付託	11
○散会の宣告	12
○署名議員	13

河合町告示第 37 号

令和 5 年第 4 回（12 月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 5 年 11 月 24 日

河合町長 森 川 喜 之

1 期 日 令和 5 年 12 月 5 日

2 場 所 河合町議会議場

令和5年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和5年12月5日（火）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第42号 令和5年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 4 議案第43号 令和5年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 5 議案第44号 令和5年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第45号 河合町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第46号 河合町立集会所設置条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第47号 河合町立体育館設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第48号 河合町立体育館設置条例の一部改正について
- 日程第10 議案第49号 河合町立体育館設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第50号 河合町立体育館設置条例の一部改正について
- 日程第12 議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第52号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第53号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第54号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 同意第31号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番 杵本貴司

2番 常盤繁範

3番 梅野美智代	4番 佐藤利治
5番 中山義英	6番 坂本博道
7番 長谷川伸一	8番 杵本光清
9番 大西孝幸	10番 馬場千恵子
11番 岡田康則	12番 疋田俊文

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	森川喜之	副町長	佐藤壮浩
教育長	上村欣也	企画部長	森嶋雅也
総務部長	上村卓也	福祉部長	浮島龍幸
環境部長	石田英毅	まちづくり推進部長	福辻照弘
総務部次長	小野雄一郎	教育委員会事務局次長	中尾勝人
財政課長	松本武彦		

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局長心得	高根亜紀	主事	平井貴之
------	------	----	------

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第37号をもって令和5年第4回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和5年第4回定例会は成立いたしましたので開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより、本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） 本日は、令和5年第4回12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらず、ご出席いただき厚く御礼申し上げます。

今定例会では議案第42号から第50号までの9議案及び同意第31号の1同意。そして、追加議案として議案第51号から54号まで4議案の合計14案件を提出させていただいております。のちほど、議案説明をいたしますが皆様方には慎重審議いただきご決定を賜りますようよろしくお願い申上げまして招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、2番、常盤繁範議員、3番、梅野美智代議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2 会期の決定を議題とします。

11月24日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、岡田康則議会運営委員長より会期等について報告願います。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 委員長。

○11番（岡田康則） 議会運営委員会より報告させていただきます。さる11月24日及び本日、議会運営委員会を開催し、日程などを決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日12月5日より12月15日までの11日間といたします。

次に会期日程でございますが、本日5日が本会議。

一般質問は7日、木曜日、8日、金曜日の午前9時30分からいたします。

総務文教常任委員会は11日、月曜日、午前10時から。

厚生建設常任委員会は11日、月曜日、午後1時30分から行います。

常任委員会予備日は、12日、火曜日、午前10時からです。

本会議最終日は15日、金曜日、午前10時からです。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告のとおり本日5日より15日までの11日間と決定いたします。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは理事者の方より同意31号の1同意について提案理由の説明を登壇の上願います。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） それでは、今定例会に上程されました同意第31号についてご説明いたします。固定資産評価委員の選任についてでございます。このことにつきましては、固定資産評価委員として佐藤壮浩氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものでございます。なお、経歴書を送付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上、同意31号の説明とさせていただきます。よろしくご審議ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（疋田俊文） 続きまして、議案第42号より第54号までの13議案について、理事者より提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（佐藤壮浩） 議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

○副町長（佐藤壮浩） それでは、私からは本定例会に上程致されました、議案第42号から第50号までの9議案、そして、追加議案として上程致されました議案第51号から第54号までの4議案の合計13案件について順次ご説明いたします。

議案第42号 令和5年度河合町一般会計補正予算についてでございます。第1条歳入歳出予算の補正では、規定の歳入歳出予算にそれぞれ4,013万5,000円を追加し、予算総額を80億6,413万8,000円とするものでございます。それでは内容について歳出からご説明いたします。今回の補正のうち、13ページ下段の放課後児童対策事業費以外の人件費については職員の扶養親族や住居の変更等に伴う振替で予算額に増減はございません。その他の内容について説明いたします。10、11ページの上段をお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のふるさと納税推進事業費では、ふるさと納税の増加見込みに伴い、返礼品関連経費を460万円増額するものでございます。同じく、目10電子計算費ではデジタル基盤改革支援補助金の交付決定に伴い、287万6,000円の財源振替を行うものでございます。同じく、目12財政調整基金費では繰上げ償還の財源として、1,759万2,000円減額。同じく項2徴税費、

目1 税務総務費の税務一般管理費では森林環境税の新設に伴う、システム改修費として465万3,000円増額するものでございます。12、13ページの上段をお願いいたします。款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費の介護特会繰出金認定事務費分では、介護報酬改定等に伴うシステム改修費として、214万5,000円増額するものでございます。同じく、目11 障害福祉費の心障医療給付費では、令和4年度分の県補助金精算に伴う償還金として、69万2,000円増額。及び、障害者自立支援事務費では福祉サービス報酬改定等に伴うシステム改修費として、110万9,000円増額するもので、この事業には国庫支出金（地域生活支援事業費等補助金）が50%充当されます。また、デジタル基盤改革支援補助金の交付決定に伴い、803万7,000円の財源振替を行うものでございます。同じく項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費の、こども医療給付費では、給付件数の増加見込みに伴い、705万9,000円増額するものでございます。同じく目2 児童福祉施設費の保育所児童保護費では、令和4年度分の国及び県交付金精算に伴う償還金として、239万1,000円増額。及び、子育てのための施設等利用給付費では、令和4年度分の県給付金精算に伴う償還金として、50万9,000円増額するものでございます。同じく目5 学童保育費の放課後児童対策事業費では、冒頭でお話しさせていただいた人件費については、園児数の増加に伴い、149万7,000円増額するものでございます。14・15ページの上段をお願いいたします。同じく目6 こども園費の、こども園運営費では、園児の増加等に伴う賄材料費として、151万5,000円増額。款7 土木費、項5 住宅費、目1 住宅管理費の住宅維持補修費では、改修件数の増加見込みにより、建設事業費を200万円増額するものでございます。16、17ページの中段をお願いいたします。款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費の、子育てのための施設等利用給付費では、令和4年度分の国及び県給付金精算に伴う償還金として、232万2,000円増額。款11 公債費、項1 公債費、目1 元金の長期債償還元金では、繰上償還実施に伴う償還金として、2,735万2,000円増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。6、7ページをお願いいたします。款15 国庫支出金では、放課後児童対策事業費及び福祉サービス報酬改定等に伴うシステム改修費の財源として、49万9,000円及び55万4,000円の合計105万3,000円を増額するものでございます。款16 県支出金では、子ども医療給付費及び放課後児童対策事業費の財源として、321万1,000円及び49万9,000円の合計371万円を増額するものでございます。款18 寄附金では、ふるさと納税の増加見込みに伴い、一般寄附金を1,000万円増額。款19 繰入金では、繰上償還の実施に伴い、財政調整基金繰入金を668万円増額。款21 諸収入のうち雑入では、子ども園における賄材料費及び自治体DX推進費、障害者自立支援事務費の財源として、合計1,185万8,000円を増額する

ものがございます。8、9ページをお願いします。同じく雑入のうち、過年度収入では、後期高齢者医療費及び子ども医療費、重度心障老人医療費、ひとり親家庭等医療費の精算に伴い、合計683万4,000円を増額するものがございます。以上、歳入歳出4,013万5,000円の増額補正となっております。

議案第43号 令和5年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。第1条歳入歳出予算の補正では、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ429万円を追加し、歳入歳出予算総額を20億9,363万3,000円とするものがございます。今回の補正は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費として、8、9ページの歳出で委託料429万円増額、6、7ページの歳入では国庫支出金及び一般会計繰入金を、それぞれ214万5,000円増額しております。以上、歳入歳出429万円の増額補正となっております。

議案第44号 令和5年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。第1条「歳入歳出予算の補正」では、既定の歳入歳出予算にそれぞれ20万円を追加し、予算総額を4億8,639万4,000円とするものがございます。今回の補正は、保険料の還付人数が増加したことに伴うもので、8、9ページの歳出では償還金を、6、7ページの歳入では、広域連合からの保険料還付金を、それぞれ20万円増額しております。以上、歳入歳出20万円の増額補正となっております。

議案第45号 河合町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてでございます。このことにつきましては、人口3万人未満の地方公共団体における地方公営企業のうち、地方公営企業法の財務規定等を適用していないものについては、令和6年度までに地方公営企業会計に移行するように総務大臣からの要請があったことに伴い、本町の下水道事業に同法の規定を全て適用させるために条例を制定するとともに、併せて関係条例の整備を行うものがございます。なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

議案第46号 河合町立集会所設置条例の一部改正についてでございます。このことにつきましては、昭和57年に新築され地域住民の用に供されてきた長楽公民館について、近年の使用実態を鑑み長楽大字と協議したところ長楽集会所と位置付けることとなりましたので、条例の一部を改正するものがございます。なお、この条例は、公布の日から施行するものがございます。

議案第47号 河合町立体育館設置条例の一部改正についてでございます。このことにつきましては、河合町立体育館が現在改築工事を実施している旧第3小学校体育館に移転するため、条例に定められた「位置」に関する規定等を改正するものがございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

議案第48号 河合町立体育館使用条例等の一部改正についてでございます。このことにつきましては、令和6年4月1日に移転する河合町立体育館などのスポーツ施設使用料を改定するために条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

議案第49号 河合町営住宅管理条例の一部改正についてでございます。このことにつきましては、本年5月19日に公布された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」により、保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化が行われることに伴い、同法の規定を引用している箇所などの整備が必要となったため条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

議案第50号 河合町空家等対策の推進に関する条例の一部改正についてでございます。このことにつきましては、本年6月14日に公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」により、空家等の「活用拡大」、空家等の「管理の強化」及び「特定空家の除却等」の空家等の対策が強化されることに伴い、同法の規定を引用している箇所の整備が必要となったため条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は、「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の施行の日、又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものです。続きまして、追加議案として上程致されました、議案第51号から第54号について、ご説明いたします。

議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。このことにつきましては、本年8月7日にあった人事院勧告に基づき、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が可決されたことなどを受け、「一般職の職員の給与に関する条例等」の一部を改正するものでございます。改正の内容としましては、若年層を中心に給料月額を上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数を再任用職員以外の職員で年間0.1月分、再任用職員で年間0.05月分それぞれ上げるものであり、併せて一定の時間を超える時間外労働について割増率が上げられたことに伴う改正を行うものでございます。なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

議案第52号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。このことにつきましては、本年8月7日にあった人事院勧告の趣旨に沿い、特別職の国家公務員の給与も改定することが10月20日に閣議決定され、「特別職の職員の給与に関する法律」の一部が改正されたことを受け、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容としましては、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数を年間0.1月分引上げるものでございます。なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

議案第53号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてでございます。このことにつきましては、本年8月7日にあった人事院勧告の趣旨に沿い、特別職の国家公務員の給与も改定することが10月20日に閣議決定され、「特別職の職員の給与に関する法律」の一部が改正されたことを受け、同法の例により期末手当を支給するとされている「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律」に基づき国会議員に支給される期末手当の支給月数が引上げられることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。改正の内容としましては、議案第52号と同様に支給月数を年間0.1月分引上げるものでございます。なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

議案第54号 河合町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。このことにつきましては、本年5月19日に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、「地方税法」の一部が改正されたことに伴う出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の軽減措置を講じるために条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は、令和6年1月1日から施行するものです。以上、上程致されました13案件の説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第42号から議案第54号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第3、議案第42号、日程第4、議案第43号、日程第5、議案第44号、日程第6、議案第45号、日程第7、議案第46号、日程第8、議案第47号、日程第9、議案第48号、日程第10、議案第49号、日程第11、議案第50号、日程第12、議案第51号、日程第13、議案第52号、日程第14、議案第53号、日程第15、議案第54号、日程第16、同意第31号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任と言う者あり」）

○議長（疋田俊文） 議長一任の声でございますので一任でさせていただきます。

報告します。議案第42号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第51号、議案第52号、議案第53号を総務文教常任委員会に付託いたします。

議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第49号、議案第50号、議案第54号を厚生建設常任委員会に付託いたします。

同意第31号につきましては、最終日に審議いたします。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思いますがお異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって本日はこれをもって散会したいと思います。

散会 10時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 常 盤 繫 範

署 名 議 員 梅 野 美智代